

浦添市福祉のまちづくり条例（逐条解説）

1 はじめに

少子高齢社会が進行する昨今、地域社会を取り巻く環境の変化が取り沙汰され、個人のライフスタイルも多様化しています。個人の豊かさが重視される中、家族や地域の支え合いが希薄化し、地域福祉問題の複雑化等により多様な問題を抱える地域社会においては、ユニバーサルデザインを基本とする福祉のまちづくりの推進が必要かつ重要になってきています。

福祉のまちづくりとは、高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、社会参加の機会を平等に保障される地域社会の実現及びそのための環境の整備を目指すものです。

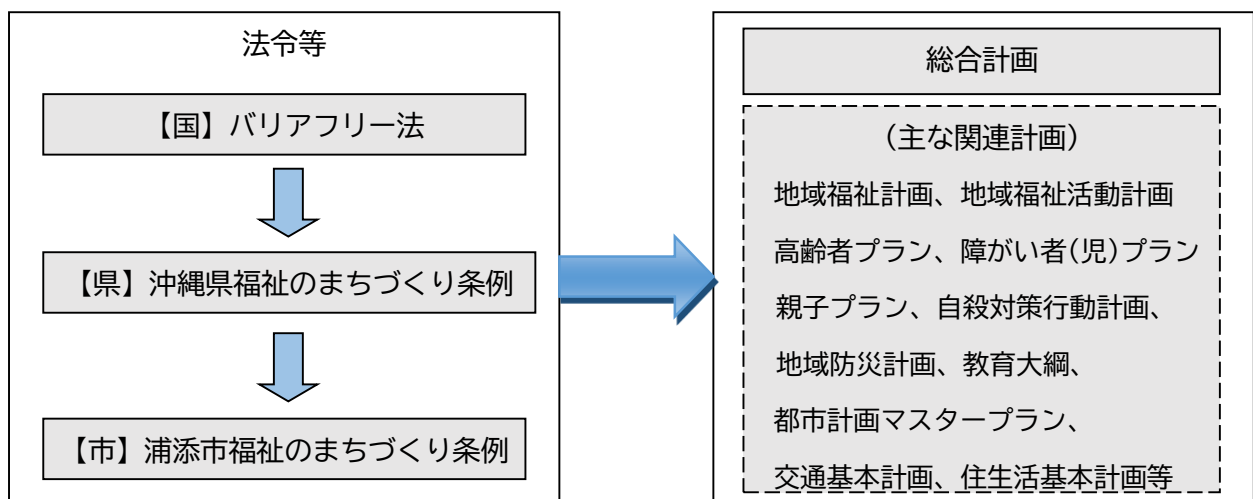
本市はこれまで、市の上位計画である総合計画を中心に福祉のまちづくり政策に取り組んでおりますが、本条例をもとに、今後さらに、市、市民及び事業者全体が共通の目標に向かい、福祉の意識の醸成を図りながら福祉のまちづくりを進めてまいります。

※ 福祉のまちづくりには「ハード」と「ソフト」の2つの側面があります。

ハード面 (福祉の都市環境づくり)	物理的な都市基盤や建築物等、乗り物等を整備する取組
ソフト面 (福祉の風土づくり)	心の優しさや思いやりを啓発、教育する取組

※ 建築物等に係る整備基準等は「沖縄県福祉のまちづくり条例」を遵守しつつ、心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及啓発等のソフト事業の充実を図る内容となっております。

2 条例と各種計画の関係



3 浦添市福祉のまちづくりに関連する関係法令の動向

年	浦添市	沖縄県等	国	内 容
平成 2 年	浦添市福祉環境整備要綱			全ての市民が建築物等の施設を安全かつ快適に利用できるように、施設の整備と改善を推進するため、整備基準等を定めたもの。平成 9 年、「沖縄県福祉のまちづくり条例」の施行後は、同条例の整備基準に基づき、施設の整備等を推進した。令和 2 年廃止。
平成 5 年			障害者基本法	昭和 45 年に制定された「心身障害者対策基本法」が平成 5 年に一部改正され、改題された。国・地方公共団体及び事業者は公共的施設を障害者等が円滑に利用できるように（バリアフリー化）することについて、努力しなければならない旨を定めたもの。
平成 6 年			ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）	不特定多数の人が利用する病院、デパート等不特定多数の人が利用する政令が定める施設において、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレなどを高齢者や身体障害者が支障なく利用できるよう対策を促すもの。 平成 18 年、「バリアフリー法」の施行に伴い、廃止された。
平成 9 年		沖縄県福祉のまちづくり条例		高齢者、障害者等をはじめとするすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる福祉のまちづくりの実現に向け定めたもの。県内市町村の責務として地域の特性を生かしたまちづくりを策定し実施していくことが求められた。
平成 12 年			交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するために定めたもの。 1 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。 2 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。 平成 18 年、「バリアフリー法」の施行に伴い、廃止された。
平成 15 年			ハートビル法改正	特別特定建築物に対する利用円滑化基準適合が義務化された。同法は地方公共団体の条例により適用建築物及び整備項目の追加が可能となった。
平成 17 年			ユニバーサルデザイン政策大綱	国土交通省では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境の整備、改善を行うハード・ソフト両面の対策の必要性などが盛り込まれた。

年	浦添市	沖縄県等	国	内 容
平成17年		沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針		県では、高齢者、障害者の利便性向上に配慮した「福祉のまちづくり」を推進する一方、少子高齢化により将来、高齢者、障害者等を含めた全ての県民が社会の担い手として役割と責任を果たしていくことが重要となるため、できるだけ全ての県民が利用しやすい社会環境づくりが必要となるために定めたもの。
平成18年		沖縄県福祉のまちづくり条例		少子高齢化の進展や障害者等の社会参加意識の高まり、「交通バリアフリー法」の制定や「ハートビル法」の改正等、福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢等の大きな変化により条例改正を行った。条例改正は、整備基準への適合義務対象施設を拡大するとともに、より幅広い利用者を想定し、整備基準を充実する等、一層のバリアフリー化を進めている。
			バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	駅や空港、バスなどの公共交通機関を対象にした「交通バリアフリー法」と大規模なビルやホテル、飲食店などを対象にした「ハートビル法」を統合して内容を拡充したもの。高齢者、障害者等の移動上または施設の利用上の利便性及び安全性の向上を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準を定めたもの（一体的・総合的なバリアフリー施策）。
平成20年			バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	平成16年に「バリアフリー化推進要綱」を策定し、取組を推進してきたが、その後の情勢の変化を踏まえ、本推進要綱を定めた。 主に高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人などに対し、物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処する考え方（バリアフリー）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）が必要であり、この両方に基づく取組を推進する。
令和2年	浦添市の福祉のまちづくり条例			高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の社会活動に参加することができる福祉のまちづくりの実現に向け定めたもの。施設等の整備基準はこれまで同様、県条例を適用し、ソフト事業の充実を図る内容となっている。

4 沖縄県福祉のまちづくり条例との比較

沖縄県福祉のまちづくり条例	浦添市福祉のまちづくり条例
(全文) 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 県の責務 第4条 市町村に対する協力 第5条 事業者の責務 第6条 県民の責務 第2章 福祉のまちづくりに関する施策 第7条 施策の基本方針 第8条 啓発活動 第9条 情報の提供等 第10条 調査及び研究 第11条 ボランティア活動 第12条 推進体制の整備 第13条 財政上の措置 第13条の2 表彰 第3章 生活関連施設の整備 第1節 生活関連施設の整備基準への適合等 第14条 整備基準等 第15条 整備基準への適合 第15条の2 高齢者、障害者等の意見聴取 第16条 既存施設の整備 第17条 維持保全 第18条 適合証の交付 第19条 モデル推進地区の指定 第2節 特定生活関連施設の整備 第20条 事前協議 第21条 指導及び助言 第22条 工事完了の届出 第23条 完了検査 第24条 勧告 第25条 公表 第26条 立入調査 第27条 既存特定生活関連施設の整備 第4章 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備 第28条 公共車両等の整備 第28条の2 公共的工作物の整備 第29条 住宅の整備 第5章 沖縄県福祉のまちづくり審議会 第30条 設置 第31条 組織等 第6章 雑則 第32条 国等に関する特例 第33条 事務処理の特例 第34条 適用除外 第35条 規則への委任	第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本方針 第4条 市の責務 第5条 市民の役割 第6条 事業者の役割 第7条 調査研究及び情報の提供等 第8条 表彰 第9条 福祉教育の充実 第10条 人材の育成 第11条 ボランティア活動の促進 第12条 防災対策の推進 第13条 心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発 第14条 推進体制の整備 第15条 福祉のまちづくりの推進に関する審議 第16条 委任 ※ の項目は、市独自の内容を定めています。

5 条例の逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の社会活動に参加することのできる福祉のまちづくりに関し、市の基本方針を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の推進について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協働して福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって優しさに満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

【解説】

- ・この条例は、まちづくりの主体である市、市民及び事業者が、それぞれの責任や役割を分担し、協力し合って、優しさに満ちた浦添市をつくっていくことを目的として定めており、福祉のまちづくりにかかわる仕組み及び活動のよりどころとなります。
- ・「社会活動に参加すること」とは、社会に参画できること、社会に居場所があることを意味しています。
- ・この条例において、「市」とは浦添市の行政機関のことを指しています。
- ・この条例は、浦添市総合計画及び各種関連計画との整合性を図りつつ、市、市民及び事業者と連携し、福祉のまちづくりの総合的推進を図ります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた者その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (4) 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての市民が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。
- (5) ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を作り上げることをいう。

【解説】

- ・この条例の用語のうち、認識を共通しておきたい用語の意味を明らかにしています。
- ・「市民」について、福祉のまちづくりを実現するための活動には、住民のほか、学校や勤務先における教育の観点から、市内に通勤、通学する人達の関わりも不可欠と考え、広く定義しています。外国籍の方も含みます。
- ・「高齢者」とは、一般的に65歳以上の者をいいます。
- ・「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者及びその他これらの者に準ずる者をいいます。
- ・「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいいます（児童福祉法第5条）。
- ・「乳幼児」とは、一般的に小学校就学の始期に達するまでの者をいいます。

（基本方針）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針を定める。

- (1) 全ての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深め、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 全ての市民が、自らの意思で自由に行動でき、安全かつ円滑に利用できる都市環境整備を推進すること。
- (3) 全ての市民の社会参加を促進すること。
- (4) 市、市民及び事業者が、主体者として関わることでできる環境の整備を推進すること。

【解説】

- ・市が福祉のまちづくりを推進していくための施策を策定し、実施する上での基本的な指針を定めたものです。ハード・ソフト・ハート面から環境を整備していく内容となっています。
- ・第1号は、高齢者、障害者等に対する認識不足や無理解による差別、偏見などの「心のバリア」を取り除き、自ら進んで高齢者、障害者等に対する理解と思いやりをもつことを求め、市民意識の高揚を図ることを定めています（心のバリアフリー）。
- ・第2号は、高齢者、障害者等をはじめ全ての人が活動しやすいまちをつくるために、移動や生活動作などに関する身体機能の低下・障害により施設や交通車両が利用できなくなるなどの「物のバリア」を取り除き、多数の者が利用する施設等の整備を進めることを定めています（物のバリアフリー）。
- ・第3号は、社会参加を促進するための施策に関する規定です。

- ・第4号は、市、市民及び事業者が主体となって福祉のまちづくりに関われるよう定めています。福祉のまちづくりに関心を持っていただくことが参加への第一歩であり、その上で、できる範囲で関わっていただくことが大切であると考えています。

(例) 審議会等への委員としての参加、タウンミーティングへの参加

広聴、市民アンケート、パブリックコメント等への協力

各種ボランティア活動に対する支援等

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策を効果的に推進するため、国、県その他公共団体及び公共的団体との連携を図るものとする。

【解説】

- ・福祉のまちづくりに関する市の責務を定めたものです。
- ・第1項の「福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策」とは、福祉のまちづくりの推進が福祉、教育、建築物等（道路、公園を含む）、都市計画及び交通計画など、多くの分野の連携及び協働が必要であることから、総合的に施策を実施することを意味します。具体的な施策は、条例第3条の「基本方針」に沿って策定することとなります。
- ・第2項は、施策の推進にあたり、広域にまたがる課題や、本市だけでは解決が困難な問題等を効率的・効果的に解決するため、国や沖縄県、県内の市町村等との連携を図ることとしています。
- ・第2項の「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。（行政実例 昭和24.1.13 昭和34.12.16）

(市民の役割)

第5条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は相互に協力して、福祉のまちづくりに取り組むとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された施設、物品又はサービスの利用を妨げないよう努めるものとする。

【解説】

- ・福祉のまちづくりに関する市民の役割を定めたものです。
- ・「責務」ではなく「役割」としているのは、市民が福祉のまちづくりに自立的、自発的に参画するとともに、福祉のまちづくりを推進していく役割を担うものであると考えているためです。
- ・第2項の例として、「物品」は施設で貸与される車椅子やベビーカー等、「サービス」は手話通訳等の利用、施設内で受けられる必要な介助の利用等があります。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は他の事業者等と協力して、福祉のまちづくりに取り組むとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・「責務」ではなく「役割」としているのは、事業者が福祉のまちづくりに自立的、自発的に参画するとともに、福祉のまちづくりを推進していく役割を担うものであると考えているためです。

（調査研究及び情報の提供等）

第7条 市は、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、必要な情報の収集に努め、調査及び研究を行うとともに、市民及び事業者に対して、その調査及び研究の結果の公表及び提供を行うものとする。

【解説】

- ・第3条の基本方針に沿って、福祉のまちづくりに関する福祉、教育、建築物等（道路、公園を含む）、都市計画及び交通計画等の情報収集を行い、調査及び研究を実施すること、また市民及び事業者に対し、調査結果の公表及び提供を実施することを定めたものです。

（表彰）

第8条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者を表彰することができる。

【解説】

- ・「優れた取組を行った者」とは、市条例で定める市民及び事業者の役割を積極的に推進し、普及促進活動等に貢献するような取組を行った市民または事業者をいいます。

（福祉教育の充実）

第9条 市は、児童、生徒等が福祉のまちづくりへの理解を深め、思いやりのある心を育むことができるよう福祉のまちづくりに関する教育の充実に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が、福祉のまちづくりに関し、自主的な活動に取り組むことができるよう生涯のあらゆる教育の場を通じて、多様な学習の機会の提供及び研修の充実に努めるものとする。

【解説】

- ・複数の市民が抱える生活問題や地域の課題を共有化、それぞれの立場や考え方等についての異質性や同一性を認め合いながら、課題解決に向けた学習すなわち「福祉教育」に取り組むことが必要かつ重要となります。
- ・第1項は、学校教育等における福祉教育について定めたものです。生きていく中で困難なことがあった場合、仲間や家族、同僚と助け合いながらその困難を乗り越えていくために、互いを認め合い、良さだけではなく、弱さ、課題も含めて包み込むような相手を思いやる気持ちが必要となります。全ての教育活動を通して、道徳教育を実践しながら、「思いやりのある心」の育成に取り組んでいきます。将来、児童生徒自身が社会人になった時、外国人の方、障害を持った方、再雇用の高齢者の方等、多様な方々がいる地域社会の中でも協働して取り組んでいけることを目指していきます。
- ・第2項は、市民、事業者が、福祉のまちづくりに参加、参画、協働するにあたって、福祉のまちづくりに関する知識や課題について考えるために、学習及び研修の充実に努めることを定めたものです。

（人材の育成）

第10条 市は、福祉のまちづくりに関して必要な人材の育成に努めるものとする。

【解説】

- ・まちづくりは「人づくり」といわれるように、地域リーダーや専門職の育成・確保は非常に重要です。人材の育成は、地域住民や様々な団体に働きかけて、福祉のまちづくりへの協力者や参加者を募り、市民、事業者を対象にまちづくりに対する意識の醸成やスキルの向上等を目的とした研修会や講演会等を開催し、活動の活性化を図るとともに、人材の育成を支援していくものとしています。

（ボランティア活動の促進）

第11条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関するボランティア活動その他の非営利活動に参加することを促進するとともに、ボランティア活動を実践できる環境の整備に努めるものとする。

【解説】

- ・介護を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯の増加、子育て世帯、障害者・児の福祉ニーズが高まっているほか、さらに複合化している問題へ対応していくためにも、公的支援だけでなく、地域における助け合いなどの活動がますます必要になっており、市民及び事業者が自ら参加することにより、福祉のまちづくりが大きく前進します。このため、市は、各種ボランティア講座の開催、ボランティア体験、多様なニーズに対応するための新たな地域活動団体の立ち上げ支援等、幅広くボランティア活動への参加を呼びかけていくものとしています。
- ・「ボランティア活動」の例として、清掃ボランティア、学校ボランティア、交通指導員、地域での高齢者支援等があります。

（防災対策の推進）

第12条 市は、第1条の目的を達成するため、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、防災に関し、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、必要な施策の推進に努めるものとする。

【解説】

- ・災害時は、平常時に増して、高齢者、障害者等にしわ寄せが起こる状況であります。防災に関しては、市民の関心も高く、災害等への対応についてはこの条例の中でも明確にすべきとの考えから、一つの条を設けています。
- ・災害時における自助、共助の重要性について認識する必要があることを強調するとともに、災害時の自助、共助が機能するよう平常時から備えるために、公助として市が取組むことを定めたものです。
- ・災害時は、地域みんなが助け合いながら（自助、共助）、避難に対応していくことで、市民一人ひとりの生命や財産を守ることができます。そのためには、普段から市、市民、事業者が連携して地域の交流を深め、災害時だけでなく平時から助け合えるまちをつくること（公助）が重要です。
- ・「必要な施策」とは、避難行動要援護者の避難支援に関する体制整備（災害時要援護者支援制度の周知、災害時要援護登録者への避難個別計画作成の支援、平時の見守り等）、自治会などで行われる避難訓練の支援、避難所環境の充実等を想定しています。

(心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発を行うものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発を行うものとする。

【解説】

- ・第1項の「心のバリアフリーの普及啓発」は、心のバリアフリーに関連するセミナー、当事者等の講話等の開催や広報、市ホームページによる情報発信等が考えられます。
- ・各種計画の施策において、「心のバリアフリー」と位置付けられる事業を整理して、計画に明文化し、普及啓発を行います。

(参考)「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(内閣府：平成20年3月28日策定)

○取組方針(抜粋)：ハード・ソフトからハートへ

ハード・ソフトの取組の充実に加えて、相互に理解を深め、支え合う心のバリアフリー

(ハート面)を推進することで、初めて共生社会が実現される。

○分野別の基本的取組(抜粋)：「心のバリアフリーの推進」

- ・第2項の「ユニバーサルデザインの普及啓発」について。

「バリアフリー」は、高齢者や障害者が利用しやすいようにすでにつくられた建物やサービス等からバリア(障壁)を取り除くという考え方に対し、「ユニバーサルデザイン」は高齢者や障害者だけを対象とするのではなく、すべての人にとって利用しやすいものをつくるという考え方です。「年をとって身体能力が衰えたり、ケガをして一時的に不自由になることもあったり、不慣れな土地では、移動に制約ができる。人はある意味、だれでもみな障害をもつ。」という考え方がベースにあります。本市において、すでに各種計画で展開されているユニバーサルデザイン事業については、今後も継続的に取組み、さらに新たなニーズについても調査し、普及啓発を行っていきます。

(参考)「沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針」(平成17年3月策定)

(推進体制の整備)

第14条 市は、市民及び事業者と一体となって福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

【解説】

- ・各種計画において展開される福祉のまちづくりに関する各施策については、各担当部局は各事業終了後に検証を行い、市民・事業者・有識者等が参画する各種審議会等による評価を経た後、事業の改善に生かしていきます。
- ・その他、地域の実情を踏まえた事業展開ができるよう、必要に応じて市、市民及び事業者が「連絡会議」を設ける等、連携した取組をしていくことを想定しています。

（福祉のまちづくりの推進に関する審議）

第15条 福祉のまちづくりの推進に関して必要な事項は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）に規定する浦添市福祉保健推進協議会において審議するものとする。

【解説】

- ・協議会では、福祉のまちづくりに関する施策やこの条例の推進及び見直し、その他必要な事項について審議することができます。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この条例で定めのない部分について、規則に委任することを定めたものです。